

平成19年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会（第2日）

1. 出席議員（11名）

1番	藤井俊雄	2番	竹下尚志
3番	加納義紀	5番	津留渉
6番	前田俊雄	7番	舩越妙子
8番	友廣英司	9番	江頭大助
10番	村山正美	11番	津口勝也
12番	後藤秀記		

2. 欠席議員（1名）

4番 大久保 福 義

3. 説明のために出席した者の職氏名（12名）

顧問 (春日市長)	井上澄和	顧問 (那珂川町長)	後藤良助
企業長	川原康義	局長	白水満
総務課長	櫻井隆司	経理課長	松永明
企画課長	佐伯久典	営業課長	山崎巖
工務課長	八尋正廣	建設課長	磯田慶二
浄水課長	石橋博	那珂川出張所 所長	築地陽

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	櫻井隆司	書記	山川誠治
書記	中島勝巳		

5. 議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案第4号から議案第6号に対する質疑、討論、採決

6. 会議に付した事件名

議案第4号 平成18年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について

議案第5号 平成19年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第1号）

議案第6号 春日那珂川水道企業団出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

開会 13時00分

○津口議長 こんにちは。

本日は、大久保議員から欠席の届けが提出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第2号により議事を進めてまいります。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会に2名の方から質問通告書が提出をされております。通告順に質問をお受けします。

7番船越議員。

○船越議員 皆様、こんにちは。

7番船越妙子でございます。通告に従いまして、事務事業等の改善という項目でお尋ねをいたします。

趣旨といたしましては、昨年職員と業者との汚職事件が発覚をしたことにかかわってでございますが、その後再発防止のための手だてが積極的にとられてきたと聞き及んでおります。そこで、入札の方法及び職員の意識改革についての取り組みについて、具体的にどのような改善をされてこられたのかをお尋ねをいたします。

昨日の議会におきまして、今議会に上程された議案について企業長より提案理由の説明がなされました折に、説明に先立ちまして昨年度の汚職事件にかかわる取り組みについての言及が若干なされております。市民や関係機関からの信用回復のために再発防止に努力をしてきて、改革を行っているという内容でございました。2点の点で改革を行っている。1つには、職員の内部研修を実施し、倫理意識の醸成を行っているということ。また、契約事務の改革といたしましては、業者の選定や事前の公表など、また公募型の指名競争入札なども行っているという報告でございました。その内容については具体的な言及がございませんでしたので、私は詳しい内容をもっと知りたいと思っておりますし、具体的な事例を挙げていただきたいと思っております。また、どのような効果があったのかもお尋ねをあわせていたしたいと存じます。

特に、契約締結方法に関しましては、議案第5号の今議会に出されております補正予算にも関連があるようでございますが、具体的な効果があらわれているように私は感じております。特に、公募型指名入札の実施に伴いましてのこれまでの方法と異なる点、改善された点について、またもし公募型指名入札についての課題などについてもございましたらお尋ねをいたします。

さらに、今後の方針でございますが、どのような内容で部内で協議がなされているのか。契約締結方法についての今後の方針をお尋ねをいたします。

以上で私の質問は終わります。

○津口議長 白水局長。

○白水局長 船越議員の事務事業の改善についてお答えいたします。

昨年11月の汚職事件の発生を受けての再発防止へ向けた具体的な取り組みについてですが、1点は職員の意識改革についてのお尋ねであります。全職員を対象として、本年2月に総務課長と経理課長による内部研修を、3月に外部講師を招聘しての研修を実施いたしました。内部研修の内容は、公務員の服務について及び予算と執行についてであり、地方公務員の信用失墜行為の禁止や汚職の防止等に関する事、そして予算の計上から執行管理等に関するものであります。外部講師による研修では、元福岡県職員研修所主任教授による公務員倫理の研修を実施し、不正、不祥事をどう防ぐかについて受講しました。

その成果としましては、公務員としての責任の重さを自覚したというような多くの職員の感想文からも認められました。このような研修は職員の育成及び倫理観の向上に必須のものだと確信いたしており、その内容も工夫し、ふやしながらかつて継続して取り組み、その成果を期待するものであります。

もう一点は、契約事務の改革についてでございますが、まず指名業者等選定委員会の組織、運用を見直すため、関係規定等を改正し、工事に関しては金額の多寡にかかわらずすべて選定委員会に付議するとともに、指名業者数をふやすことといたしました。また、工事に係る入札において予定価格、最低制限価格を事前公表することで、契約手続の透明性の向上、公平性の確保を図ることといたしました。

さらに、業者の受注意欲を確認した上で指名する公募型指名競争入札を制度化し、これまで原町浄水場排水処理施設に係る土木建築、機械設備、電気設備の3本の工事のほか、2件の配水管布設替工事で実施いたしました。さらに、業者間の談合等の事前調整をより困難とするために郵送入札も施行しております。これらの取り組みによる成果は補正減額という形で如実にあらわれており、議員のお察しのとおりでございます。

また、改善点や課題についてのお尋ねでございますが、公募型の場合、対象工事を1件の設計金額——例えば水道施設工事であれば5,000万円以上でございますが——この額で決めております。その対象とする額が適当であるか、また告示から契約までおおむね2カ月を要している期間の長さの問題、さらに主に初めて本企業団の工事を受注する業者の履行や成果の確保の問題等々の課題があります。

今後は、これらの課題の解消や条件つき一般競争入札の施行など、引き続き契約制度改

革を進め、より公正な競争が発揮できる制度の確立に努めてまいります。そして、昨年の事件を風化させることなく、職員の一人一人が高い公務員倫理を持ち続けるよう、喚起を継続していくとともに、さらなる事務事業の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○津口議長 いいですか。

船越議員。

○船越議員 大変、半年足らずの短期間の間にさまざまな改革をなされたということを理解いたしました。職員の意識改革のための研修や契約に関する改善を具体的にお聞きをいたしまして、今後も引き続き市民や関係機関からの信頼回復がなされますように、皆様一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

創意工夫の上で、実際積極的にこのように取り組みをしたら、補正の減額が具体的な数字となってあらわれたということで私も大変喜んでおります。これからもますます改革をしていただきたいと思いますし、企業団の皆様の意欲や御努力を私も感じる事ができたというそういう内容であったと思います。

感想でございますが、答弁は結構でございます。今後どうぞよろしく願いいたします。

○津口議長 これで船越議員の一般質問は終わりました。

次に、10番村山議員。

○村山議員 10番村山正美です。料金体系の見直しとその実施時期について質問します。

この問題については、平成14年3月定例会、平成16年第1回定例会及び平成17年第3回定例会において質問しています。

平成14年3月定例会で、春日市も那珂川町も福岡市のベッドタウンとして人口増加が続いてきた自治体であり、福岡市から転入してこられた新たな住民からの多数の声は「何で水道料金がこんなに高いのですか」という驚きの声、さらに「近年の少ない年金の中で医療費の負担や介護保険の負担が耐えがたい。負担の増加のもとで自分でできる最大の節約を行っているが、水道料金や下水道料金は節約しても基本水量が10立方になっているため、使ってもいない量の負担をさせられている。現在の基本使用料の設定を変更し、負担を軽減してほしい」という住民の声を受けて、実際の使用水量のみの負担を求めるように料金改定を行い、不必要な負担を求めないようにすべきだと思うが。また、春日那珂川水道企業団の用途の仕分けが5種類になっているが、福岡市のような家事用途、それ以外のものとして整備すべきではないか。このような質問を行ったところであります。

そのときの御答弁では、水道料金は元来水の使用料という位置づけではなしに、施設の

使用料という位置づけの中で法律の中で位置づけられている。そういう中で、元来日本の人口にいたしましては大体1世帯の平均が3.8人とか3.5人とかというような状況であって、その中で使われているのが1カ月に大体10トンだというようなことがベースになっています。そういうことで、水道料金が設定されておるといふことだと思います。

ただし、この辺も時代の変化が起こってまいりまして、それは核家族化の進行によって平均人口が2人ないし2.2とかというような形の中で、若干変更が起きてきているものだというふうに理解しております。そういう点からいたしますと、今後当企業団の水道料金についても、当然その辺を踏まえた形の中で進行させていかなければならないだろうというふうに思っております。

また、現行の料金体系を整理すべきではないかという質問に対しては、それに対しましても私どもは現在決めております一般用とか、いかにも抽象的な名称で決めております。この中にはいろんな要素が入っております、その辺も場合によれば家事用と家事以外の用途に明確に分けていった方がいいのではないかという感じもいたします。そして、逦増のものを少し料金を課していくことによって調整がきくのではないかな、そういう意味では料金の基本原則の一点があります。企業の健全な運営を確保するに足るものということ、確保は可能かなという感じで受けとめております。そういう形の中で、今後私どもの方も料金の内容についていまして少し検討していきたいというふうに考えております。このようにお答えいただきました。

さらに、平成16年の第1回定例議会での同じ趣旨の質問に対して答弁では、今後料金体系の改正を主に置いた考えで作業を進め、平成16年度にこれの結果を出すよう進めていく所存でございます。このようにお答えをいただいております。

平成17年の第3回定例議会での御答弁は、基本料金に基本水量を全くなくしていくか、あるいは水量を縮小していくかはいまだ決定しておりませんが、作業は本年度中に終了させたいと考えております。そして、今年度中には終了させるということで一層努力してまいりたい。このようなお答えをいただいているわけではありますが、現実にはその具体的な結果がいまだ議会には報告も提案もあっておりません。改めて料金体系の見直しの取り組みの状況と料金改定の実施時期をどう考えておられるか、お答え願いたいと思います。

○津口議長 山崎課長。

○山崎営業課長 営業課の山崎でございます。ただいま村山議員の御質問にお答えいたします。

御質問の中の基本料金のあり方の見直しに対する取り組みと新料金の実施時期の2点でございました。本企業団の水道料金は用途別逦増制で、1期につき20立方メートルの基本

料金を設定しておりますので、使用水量が20立方メートル以内につきましてはその使用量にかかわらず同じ料金となり、節水の利点がないとの意見が聞かれております。この基本水量につきましては、戦後間もないころの社会情勢を背景に生活用水への配慮と衛生的観点から設定されたものでありまして、生活水準の向上、核家族による家族人員の減少等、今日になじまないものと言わざるを得ません。

したがいまして、使用者には従量による料金体系とした方が理解を求めやすく、近隣では福岡市、筑紫野市がその基本水量を撤廃いたしております。また、全国的にも用途別料金体系から口径別料金体系へと移行する傾向にありまして、近隣団体においてもこの口径別及び用途別の併用料金を採用しておるところであります。

以上のことから、基本水量の廃止または縮小、及び口径別料金の採用が望まれているとの認識に立っております。これらのことを踏まえた上で現行料金収入を維持しながら、平成18年度において最新の調定の数値をもとにシミュレーションを行いました。その結果、一般家庭には極力負担をかけないように、二、三の案をもとに、また直近の平成18年度調定を用いて再計算、再確認を行っているところであります。

さて、新料金の実施時期についてのお尋ねでございますが、多角的に再度のシミュレーションを行い、現時点での料金収入総額を減少させることのないよう、問題点を整理、解決した上で水道料金審議会にお諮りし、早急に実施へ向けて取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○津口議長 村山議員。

○村山議員 10番村山です。再質問を行います。

ただいまの御答弁では、平成18年度にシミュレーションを行って、さらにその後の再計算なども行って、審議会に諮り、早急に実施したいという御趣旨の答弁でございますが、第1回の質問で行いましたように、この問題については16年度に見直しを行うという答弁が行われ——16年の2月の定例議会でございますね——そしてそれでもそのまま実際には実施されないで、さらに17年度の9月の定例会で今年度中にはという御答弁をいただいております。

2度、今年度中、今年度中をお答えいただきながら、さらにもう2カ年が経過しようとしている中で、今の御答弁では余りにも取り組みが遅いのではないかなという気がいたします。確かに架空のものの中でシミュレーションを行うわけですから、独立採算とのかかわりで大変難しいものがあるかとは思いますが、過去のこの問題では当初の時点、あるいは2度目のこの問題での時点までは、水道企業団でこの問題を質問すると下水のかかわ

りがございますと、春日市の下水道料金に質問をすると水道料金とのかかわりがござい  
ますということで、いずれもお互い踏ん切りをつけない理由に相手方を引き合いに出しなが  
ら逃げてこられた経過がございます。

御存じのとおり、既に春日市の方はシミュレーションを行い、下水道料金については施  
設関係の基本使用料と1トン当たりという形の完全従量制を既に実施しております。当然  
その過程の中では、今水道企業団で行われているようなシミュレーションも行った上での  
料金設定が出されておるわけでございますので、そういう点も参考にしながら作業を進め  
ていただきたいというふうに思うところであります。

同時に、少なくとも現行の一般家庭の平均的な使用水量の御家庭が料金見直しによつて  
負担増にならない、そういう基本に立った実施というのが求められるというふうに思いま  
すが、この点についての基本的な立場はどう理解されておるのかと、同時に実施時期につ  
いてもう一步踏み込んでぜひ御回答をお願いしたいというふうに思うところであります。  
この点については企業長でないとお答えがいただけないと思いますので、ぜひ願いま  
す。

○津口議長 川原企業長。

○川原企業長 先ほど村山議員さんから種々今までの問題点について御指摘がございました。

私の方もそのいろんな諸点について検討しております。検討しておりますが、ちょっと生  
ぬるいではないかということはおもう御指摘のとおりだと思います。最初に言われたのが平  
成14年と、私が来てからもう2年たっております。まさにそのとおりでございます、言  
いわけのしようがございません。ただ、御指摘のありました、いわゆる水道料金の体系に  
ついては、先ほどから申し上げておりますように、基本的には口径別、そして用途も単純  
化する、そしてまた逓増制をやる。その基本的な考え方というのはそこに置いてるわけ  
で、現在も二、三の案を持っております。

先ほど村山議員も御理解いただいたところでございますけども、何せやはりこの企業団  
というのは、1つは採算性の問題を抜きにしては経営できないわけで経営の問題、また独  
立しておりますので、その問題もあわせてあります。そのシミュレーションする中で、  
例えば料金が、今御指摘があったように、特にいわゆる水量の少ないところについて一定  
の基本料金を取っているではないかという御指摘はまさにそのとおりでございます、そ  
ういうことの不備なところを是正するということになりますと、全体のシミュレーション  
の中身のあり方というのもまた作業の一つの課題であるというふうに思っております。

いずれにしても、今ずっと長年村山議員が御指摘があった、その線に沿って現在シ  
ミュレーションも立てております。これについていつまでにするのかと、もういつもいつ

も同じことばかり言ってるというお話しでございますが、それは言いわけはしません、まさにそのとおりの部分もありますので。ただ、そういう努力はしておるところです。

その体系については今申し上げましたとおりですが、時期についてはいわゆるこれはまずこの案を審議会にかけまして、その前にはもうこの前前回17年のときに申し上げましたとおり、両顧問とも相談し、また議会にも事前にお話し申し上げて、そして改定するかどうかについては踏み切りたいということはこれはもう一向に変わっておりません。

そういうことで、その前提となるところのいわゆる審議会にもかかり、もちろんその前には皆様方にもお話し申し上げるということを約束しておりますので、そういう案を今精査しておるところでございます。具体的な再計算、いわゆる中身の問題を今若干詰めておるところでございます。いつまでかといいますと、今年いっぱいとか言うともまた間違っは大変失礼になりますので、それで早急にということをお話し申し上げましたが、もうそろそろ決着をつけないと時期も差し迫って、またいわゆる近隣のところにおいても徐々にそういう今の水道料金体系に基づくような改正が行われているという現実もありますので、いましばらくと言うたら怒られますので、20年には決着をつけたいと、19年ですから来年にはそういうふうになっております。

いつから適用をしていくかということについては、当初からが一番結構だろうと思えますけれども——来期分ですが——その辺もあわせて再び反言しないようには、言を翻さないように努力をいたしたいと思えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○津口議長 村山議員。

○村山議員 ただいまの御答弁は、20年度には決着をつけたい、できれば第1期からの料金改定をというそういうふうを受け取らせていただいておりますが、企業長をトップとする内部的な論議の過程の中で、改めて不祥事を端に発して経営努力というのが徹底して行われているわけですけれども、さらにそういうものを強めていただいて、先ほど言いましたように、現在の20.5トンですか、この平均水量の方々が完全従量制に移行した結果、料金が上がるというようなことが決してないような、そういう立場での御検討と実施への決意をぜひ踏まえて行っていただきたいというふうに要望しておきます。

○津口議長 これで村山議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

日程第2、これより質疑に入ります。

議案第4号から議案第6号を一括議題とします。

質疑の通告はあっておりませんが、この場においてございませんでしょうか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○津口議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第4号から議案第6号を一括議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○津口議長 討論なしと認めます。

これで議案第4号から議案第6号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号平成18年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○津口議長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第4号平成18年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算については認定することに決しました。

議案第5号平成19年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第1号）について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○津口議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号春日那珂川水道企業団出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○津口議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で今次定例会の日程はすべて終了いたしました。

お疲れさまでした。

これにて平成19年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会を閉会いたします。

閉会 13時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年9月28日

春日那珂川水道企業団議会議長 津 口 勝 也

4 番 大久保 福 義

5 番 津 留 涉